

(報道発表資料)

2022年10月6日

西日本電信電話株式会社

## 当社に対する公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、広島県、又は広島市発注のコンピュータ機器に関する入札案件において、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2020年10月14日に公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。以降、当社は、公正取引委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、独占禁止法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受けました。

当社のお客さま、関係者のみなさまには、多大なるご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。当社は、これまでもコンプライアンスの徹底に努めてまいりましたが、このような事象を発生させたことを深く反省するとともに、改めて法令遵守に努め、再発防止の取組みを徹底して継続してまいります。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

当社は、広島県、又は広島市発注のコンピュータ機器に関する入札案件において、以下を命じられました。

・独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を取りやめていることを確認すること、今回排除措置命令を受けた他の事業者との間において、または他の事業者と共同して、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うことについて、当社の取締役会にて決議すること。

・取締役会にて決議した措置を、今回排除措置命令を受けた他の事業者、及び広島県、広島市に通知し、当社、及び当社の子会社である NTT ビジネスソリューションズ株式会社の従業員に周知徹底すること。

・独占禁止法の遵守について、関係の営業担当者に対し定期的な研修、および法務担当者による定期的な監査を行うこと。

等

## 2. 今後の対応

当社は、2020年10月の本件判明以降、ただちに違法行為を中止し、また公正取引委員会の調査に全面的に協力するとともに、再発防止策を策定、実行しております。今後も、法令遵守に努め、再発防止策を徹底して継続いたします。

以上

記載している情報は、公表日時点のものです。

現時点では、公表日時点での情報と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。